

平成 22 年度

射 水 市 の 環 境 概 要

射水市市民環境部環境課

# 目 次

1	大気関係	
(1)	二酸化硫黄 .....	1
(2)	二酸化窒素 .....	2
(3)	浮遊粒子状物質濃度 .....	3
(4)	光化学オキシダント濃度 .....	4
(5)	ダイオキシン類大気環境調査 .....	4
2	水質関係	
(1)	河川におけるBOD .....	5
(2)	海域におけるCOD .....	5
(3)	地下水質 .....	6
(4)	窒素、りん .....	6
(5)	下条川水域等に係る水質調査結果（平成22年度）	
	下条川 .....	7
	娶川、新堀川 .....	9
	溜池 .....	10
(6)	和田川水域等に係る水質調査結果（平成22年度） .....	12
(7)	公共用水域に係る水質調査結果（平成22年度） .....	15
3	騒音関係	
(1)	環境騒音測定結果（平成22年度） .....	16
(2)	交通騒音測定結果（平成22年度） .....	16
4	振動関係（平成22年度）	
(1)	交通振動測定結果（平成22年度） .....	16

## 1 大気関係

射水市内には、県の大気汚染常時観測局が3箇所に設置されています。それぞれ二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダント濃度を測定しています。

### (1)二酸化硫黄

平成18年度から平成22年度にかけて、年平均値はほぼ横ばいであり、全ての観測局において、短期的評価及び長期的評価ともに環境基準を達成しています。

年度別推移（年平均値）（単位：ppm）

観測局名	H18	H19	H20	H21	H22
三日曾根	0.004	0.003	0.004	0.000	0.001
海老江	0.001	0.002	0.002	0.002	0.001
今井	0.004	測定廃止			
太閤山	0.001	0.001	0.000	0.000	0.001

H19から県適正配置計画により太閤山局に集約。

〔出典：富山県環境白書〕

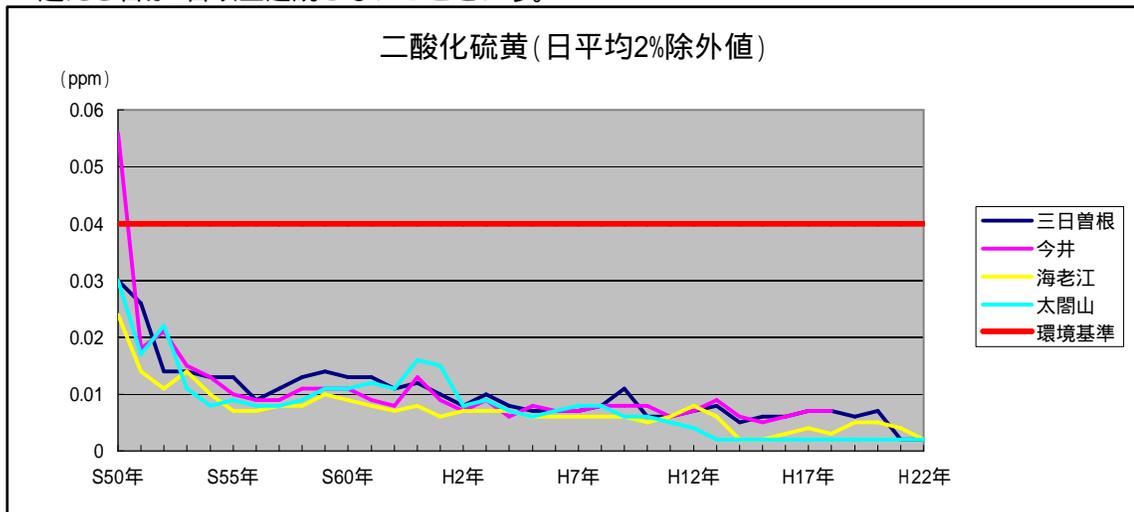
環境基準の達成状況（単位：ppm）

観測局名	項目：1日平均値の2%除外値 基準：0.04ppm以下であること					短期的評価による 適( )、否(×)					長期的評価による 適( )、否(×)				
	H18	H19	H20	H21	H22	H18	H19	H20	H21	H22	H18	H19	H20	H21	H22
	三日曾根	0.007	0.006	0.007	0.002	0.002									
海老江	0.003	0.005	0.005	0.004	0.002										
今井	0.007	測定廃止					-	-	-	-		-	-	-	-
太閤山	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002										

〔出典：富山県環境白書〕

短期的評価による適( )とは、1日平均値がすべての有効測定日(1日20時間以上の測定が行われた日をいう。)で0.04ppm以下であり、かつ、1時間値がすべての測定時間において0.1ppm以下であることをいう。

長期的評価による適( )とは、年間における1日平均値のうち測定値の高い方から2%の範囲にあるものを除外した後の最大値が0.04ppm以下であり、かつ、年間を通じて1日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないことをいう。



(2)二酸化窒素

平成18年度から平成22年度にかけて、年平均値はほぼ横ばいであり、全ての観測局において、長期的評価による環境基準を達成しています。

年度別推移（年平均値）（単位：ppm）

観測局名	H18	H19	H20	H21	H22
三日曾根	0.011	0.010	0.009	0.008	0.009
海老江	0.009	0.008	0.008	0.008	0.008
今井	0.007	測定廃止			
太閤山	0.012	0.011	0.010	0.010	0.010

H19から県適正配置計画により太閤山局に集約。

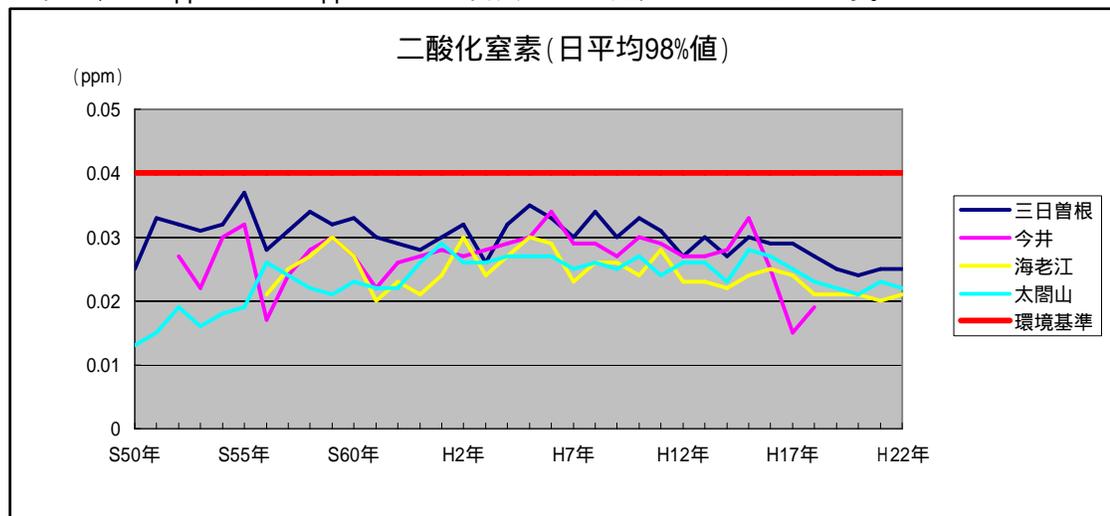
〔出典：富山県環境白書〕

環境基準の達成状況（単位：ppm）

観測局名	項目：1日平均値の98%値 基準：0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること					長期的評価による適( )、否(×)				
	H18	H19	H20	H21	H22	H18	H19	H20	H21	H22
	三日曾根	0.027	0.025	0.024	0.025	0.025				
海老江	0.021	0.021	0.021	0.020	0.021					
今井	0.019	測定廃止					-	-	-	-
太閤山	0.023	0.022	0.021	0.023	0.022					

〔出典：富山県環境白書〕

長期的評価による適( )とは、年間における1日平均値のうち、低い方から数えて98%目にあたる値が、0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下であることをいう。



### (3)浮遊粒子状物質濃度

平成18年度から平成22年度にかけて、年平均値はほぼ横ばいであり、平成22年度は、全ての観測局において、短期的評価及び長期的評価ともに環境基準を達成しています。

年度別推移（年平均値）（単位：mg/m<sup>3</sup>）

観測局名	H18	H19	H20	H21	H22
三日曾根	0.023	0.020	0.023	0.018	0.018
海老江	0.019	0.017	0.017	0.016	0.016
今井	0.019	0.017	0.020	測定廃止	
太閤山	0.020	0.016	0.016	0.014	0.017

H21から県適正配置計画により太閤山局に集約。

〔出典：富山県環境白書〕

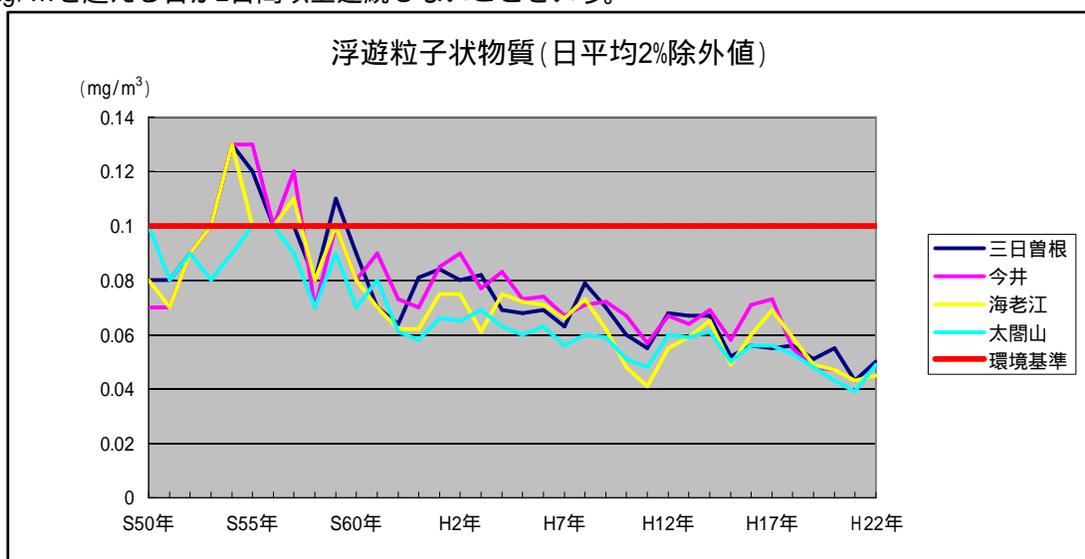
環境基準の達成状況（単位：mg/m<sup>3</sup>）

観測局名	項目：1日平均値の2%除外値 基準：0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であること					短期的評価による 適( )、否(×)					長期的評価による 適( )、否(×)				
	H18	H19	H20	H21	H22	H18	H19	H20	H21	H22	H18	H19	H20	H21	H22
	三日曾根	0.056	0.051	0.055	0.043	0.050	×	×		×					
海老江	0.059	0.049	0.047	0.043	0.045	×			×						
今井	0.055	0.048	0.047	測定廃止		×	×	×	-	-				-	-
太閤山	0.053	0.048	0.043	0.039	0.049	×		×	×						

〔出典：富山県環境白書〕

短期的評価による適( )とは、1日平均値がすべての有効測定日(1日20時間以上の測定が行われた日)をいう。)で0.1mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、1時間値がすべての測定時間において0.2mg/m<sup>3</sup>以下であることをいう。

長期的評価による適( )とは、年間における1日平均値のうち測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した後の最大値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、年間を通じて1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超える日が2日間以上連続しないことをいう。



(4)光化学オキシダント濃度

平成18年度から平成22年度にかけて、年平均値及び環境基準達成状況はほぼ横ばいでしたが、平成19年5月に光化学オキシダント注意報が発令されています。

年度別推移（年平均値）（単位：ppm）

観測局名	H18	H19	H20	H21	H22
三日曾根	0.036	0.034	0.032	0.032	0.034
海老江	0.033	0.032	0.032	0.031	0.034
今井	0.030	0.029	0.029	測定廃止	
太閤山	0.030	0.030	0.029	0.029	0.030

H21から県適正配置計画により太閤山局に集約。

〔出典：富山県環境白書〕

環境基準の達成状況（単位：ppm）

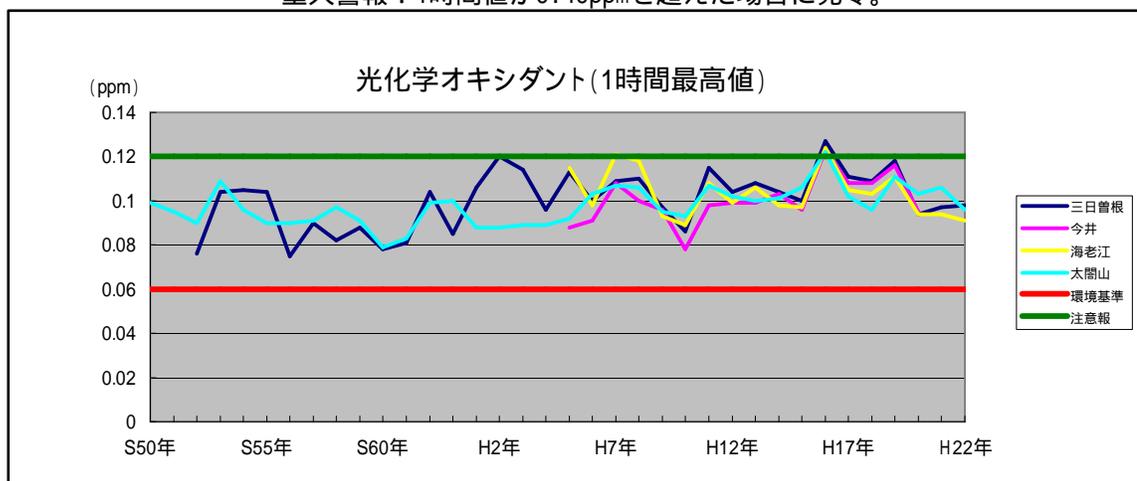
観測局名	項目：1時間値の最高値 基準：0.06ppm以下であること					1時間値が0.06ppmを超えない 場合の割合（％）				
	H18	H19	H20	H21	H22	H18	H19	H20	H21	H22
三日曾根	0.109	0.118	0.094	0.097	0.098	88.0	90.9	94.5	94.2	94.1
海老江	0.103	0.111	0.094	0.094	0.091	91.8	94.1	94.2	95.1	94.6
今井	0.108	0.116	0.095	測定廃止		93.4	94.4	95.7	測定廃止	
太閤山	0.096	0.111	0.103	0.106	0.096	95.1	93.3	94.9	95.7	95.8

〔出典：富山県環境白書〕

光化学オキシダント注意報：1時間値が0.12ppmを超えた場合に発令。

警報：1時間値が0.24ppmを超えた場合に発令。

重大警報：1時間値が0.40ppmを超えた場合に発令。



(5)ダイオキシン類大気環境調査

射水市では、ダイオキシン特別措置法に基づく環境基準を達成しています。

年度別推移（年平均値）（単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>）

観測局名	環境基準	観測月	H18	H19	H20	H21	H22
三日曾根	0.6	8月	0.041	0.021	0.012	0.016	0.021
		2月	0.060	0.040	0.042	0.012	0.009

## 2 水質関係

### (1) 河川におけるBOD

BODとは水中の有機物が微生物の働きによって分解される際に消費される酸素量のことであり、河川の有機汚濁を測る代表的な指標です。

射水市内の河川は、ほとんどの測定箇所環境基準を達成しています。

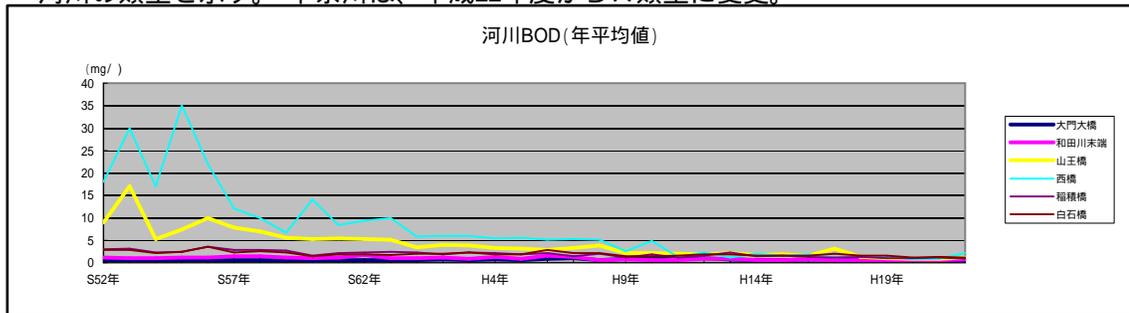
年度別推移(75%水質値)

(単位: mg/l)

河川名	水域類型	環境基準	測定箇所	H18	H19	H20	H21	H22	測定機関
庄川	A	2以下	大門大橋	0.7	0.7	0.7	0.6	0.6	国交省
			新庄川橋	0.6	0.9	0.9	0.8	0.5	射水市
和田川	A	2以下	柳橋	N.D.	0.5	1.0	0.6	N.D.	射水市
			未端	0.5	0.5	0.6	0.6	0.7	富山県
内川	C	5以下	山王橋	1.3	1.0	0.9	0.8	1.1	富山県
			西橋	1.4	1.3	0.9	0.9	2.1	富山県
下条川	A (H21までB)	2以下	小杉大橋	1.1	1.3	1.7	1.0	2.1	射水市
			稲積橋	1.3	1.0	1.0	1.2	0.9	富山県
			片口橋	1.6	2.1	1.1	1.1	1.0	射水市
新堀川	B	3以下	白石橋	1.6	1.5	1.2	1.3	1.2	富山県
			下久々江橋	1.8	2.0	1.2	1.1	1.3	射水市

(出典(測定機関が富山県): 富山県環境白書)

75%水質値とは、全データをその値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目(nはデータ数)の値のことをいう。  
水域類型のA、B、Cは、水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)に示された河川の類型を示す。下条川は、平成22年度からA類型に変更。



### (2) 海域におけるCOD

CODとは水中の有機物が酸化剤で分解される際に消費される酸素量のことであり、海及び湖沼の有機汚濁を測る代表的な指標です。

射水市内では、ほとんどの測定箇所環境基準を達成しています。

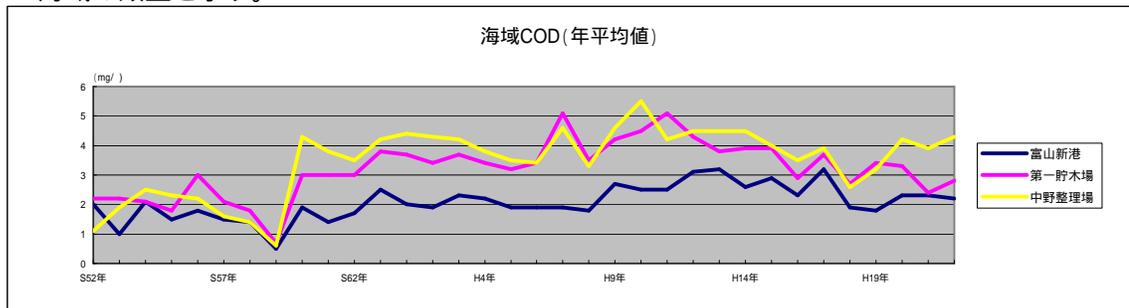
年度別推移(75%水質値)

(単位: mg/l)

河川名	水域類型	環境基準	測定箇所	H18	H19	H20	H21	H22	測定機関
富山新港	B	3以下	富山新港	1.9	1.8	2.3	2.3	2.2	富山県
第一貯木場	C	8以下	姫野橋	2.7	3.4	3.3	2.4	2.8	富山県
中野整理場	C	8以下	中央	2.6	3.2	4.2	3.9	4.3	富山県
富山湾	A	2以下	東側(海竜町)	1.9	1.9	2.4	2.3	2.2	射水市
			西側(海王町)	1.7	2.0	2.6	1.7	2.0	射水市

(出典(測定機関が富山県): 富山県環境白書)

75%水質値とは、全データをその値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目(nはデータ数)の値のことをいう。  
水域類型のA、B、Cは、水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)に示された海域の類型を示す。



(3) 地下水質

富山県では定期的に地下水質を測定しており、各測定地域内で4年ごとに地点をローテーションしています。

ひ素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素ともに一部で環境基準を超えているため、測定箇所周辺には井戸水を飲用しないよう注意喚起しています。なお、いずれも自然由来によるものであります。

年度別推移

測定項目	環境基準	測定地域	H18	H19	H20	H21	H22
ひ素	0.01	堀江千石	N.D. ~ 0.025	N.D. ~ 0.030	N.D. ~ 0.019	-	-
		小杉白石	N.D. ~ 0.007	N.D. ~ 0.007	N.D. ~ 0.006	-	-
		黒河	N.D. ~ 0.026	N.D. ~ 0.034	N.D. ~ 0.032	-	-
		加茂	N.D. ~ 0.015	N.D. ~ 0.024	N.D. ~ 0.018	-	-
		摺出寺	0.016	0.019	0.015	-	-
		三ヶ	N.D. ~ 0.025	0.009	-	N.D. ~ 0.007	-
		戸破		N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10	黒河	3.2 ~ 8.6	N.D. ~ 5.1	N.D. ~ 4.3	N.D. ~ 4.7	N.D. ~ 5.8
		大江	N.D. ~ 2.9	N.D. ~ 9.0	N.D. ~ 17	N.D. ~ 5.6	N.D. ~ 2.4

[出典:富山県環境白書]

N.D.とは、定量限界(ひ素0.005mg/l、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素0.1mg/l)未満のこと。

(4) 窒素、りん

窒素、りんとともに植物の生命を維持するために必要な栄養分ですが、これらが海域において増加すると、植物プランクトンが大量発生し、赤潮などの被害を生じます。

年度別推移(全窒素)

河川名	測定箇所	H18	H19	H20	H21	H22
庄川	大門大橋	0.34	0.31	0.31	0.27	0.23
和田川	末端	0.37	0.43	0.57	0.43	0.46
内川	山王橋	1.40	1.60	1.70	0.81	1.2
	西橋	0.53	0.64	0.47	0.48	0.77
下条川	稲積橋	1.50	1.30	1.80	1.0	0.96
新堀川	白石橋	1.10	1.50	2.00	1.5	1.5
西部主幹排水路	西部排水機場	0.88	-	0.68	0.62	0.96
東部主幹排水路	東部排水機場	0.91	-	1.20	0.84	1.4
富山新港	富山新港	0.30	0.39	0.27	0.29	0.29

[出典:富山県環境白書]

測定値は年平均値を示す。

年度別推移(全りん)

河川名	測定箇所	H18	H19	H20	H21	H22
庄川	大門大橋	0.011	0.006	0.015	0.008	0.008
和田川	末端	0.018	0.037	0.024	0.020	0.023
内川	山王橋	0.061	0.072	0.073	0.049	0.054
	西橋	0.056	0.083	0.052	0.038	0.070
下条川	稲積橋	0.130	0.100	0.110	0.077	0.063
新堀川	白石橋	0.110	0.130	0.100	0.077	0.067
西部主幹排水路	西部排水機場	0.120	-	0.093	0.088	0.10
東部主幹排水路	東部排水機場	0.120	-	0.092	0.10	0.097
富山新港	富山新港	0.040	0.057	0.039	0.037	0.038

[出典:富山県環境白書]

測定値は年平均値を示す。

## (5)下条川水域等に係る水質調査結果(平成22年度)

## 下条川

調査項目	採水地点		平等橋 (婦中町境界)		岩数橋付近 (浄土寺)		出雲橋 (浄土寺)		新宿屋橋 (南郷道路)	
	環境基準	定量 下限値	採水月日		採水月日		採水月日		採水月日	
			6月7日	8月30日	6月7日	8月30日	6月7日	8月30日	6月7日	8月30日
PH	6.5以上 8.5以下	-	7.6	7.3	7.5	7.3	7.7	7.4	7.6	8.1
BOD (mg/l)	2以下	0.5	1.3	1.2	2.9	2.9	2.4	1.5	2.8	2.2
COD <sub>Mn</sub> (mg/l)	-	0.5	5.4	8.1	6.2	7.5	5.3	6.5	6.9	7.3
SS (mg/l)	25以下	1	5.0	4.0	8.0	22.0	9.0	7.0	9.0	20.0
DO (mg/l)	7.5以上	0.5	9.4	6.2	9.3	7.3	8.5	7.2	8.3	8.2
大腸菌群数 (MPN/100ml)	1,000 以下	-	5,400	54,000	2,400	35,000	3,500	54,000	16,000	24,000
全窒素 (mg/l)	-	0.05	-	-	-	1.7	-	-	-	-
全燐 (mg/l)	-	0.003	-	-	-	0.068	-	-	-	-
n-ヘキサン抽出物質 (mg/l)	-	0.5	-	-	-	ND	-	-	-	-
総水銀 (mg/l)	(0.0005 以下)	0.0005	-	-	-	ND	-	-	-	-
鉛 (mg/l)	(0.01 以下)	0.002	-	-	-	ND	-	-	-	-
カドミウム (mg/l)	(0.01 以下)	0.001	-	-	-	ND	-	-	-	-
全シアン (mg/l)	(検出され ないこと)	0.1	-	-	-	ND	-	-	-	-
六価クロム (mg/l)	(0.05 以下)	0.02	-	-	-	ND	-	-	-	-

・環境基準：生活環境の保全に関する基準(昭和46年環境庁告示第59号)別表2 河川B類型

( )は人の健康の保護に関する環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)別表1

・N.D.(検出されず)とは、定量下限値を下回ることを表す。

～下条川(つづき)～

調査項目	採水地点		下条橋 (県道富山戸出小矢部線)		小杉大橋 (市道大島北野鷺塚線)		馬洗池ポンプ場地点	
	環境基準	定量 下限値	採水月日		採水月日		採水月日	
			6月7日	8月30日	6月7日	8月30日	6月7日	8月30日
PH	6.5以上 8.5以下	-	7.7	7.5	7.6	7.6	7.6	7.7
BOD (mg/l)	2以下	0.5	2.8	1.5	2.1	1.2	2.5	2.0
COD <sub>Mn</sub> (mg/l)	-	0.5	4.6	5.5	3.3	3.5	6.0	6.5
SS (mg/l)	25以下	1	7.0	9.0	7.0	5.0	6.0	10.0
DO (mg/l)	7.5以上	0.5	9.3	8.0	9.4	7.2	8.5	7.7
大腸菌群数 (MPN/100ml)	1,000 以下	-	2,400	17,000	2,400	1,700	1,200	7,900
全窒素 (mg/l)	-	0.05	-	-	-	-	-	2.1
全燐 (mg/l)	-	0.003	-	-	-	-	-	0.097
n-ヘキサン抽出物質 (mg/l)	-	0.5	-	-	-	-	-	ND
総水銀 (mg/l)	(0.0005 以下)	0.0005	-	-	-	-	-	ND
鉛 (mg/l)	(0.01 以下)	0.002	-	-	-	-	-	ND
カドミウム (mg/l)	(0.01 以下)	0.001	-	-	-	-	-	ND
全シアン (mg/l)	(検出され ないこと)	0.1	-	-	-	-	-	ND
六価クロム (mg/l)	(0.05 以下)	0.02	-	-	-	-	-	ND

・環境基準：生活環境の保全に関する基準(昭和46年環境庁告示第59号)別表2 河川B類型

( )は人の健康の保護に関する環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)別表1

・N.D.(検出されず)とは、定量下限値を下回ることを表す。

娶川、新堀川

調査項目	採水地点		黒河地内(娶川)	針原橋下(新堀川)		白石橋(新堀川)
	環境基準	定量下限値	採水月日	採水月日		採水月日
			8月30日	6月7日	8月30日	8月30日
PH	6.5以上 8.5以下	-	8.5	7.7	7.9	7.5
BOD (mg/l)	3以下	0.5	2.9	2.1	1.0	1.0
COD <sub>Mn</sub> (mg/l)	-	0.5	7.9	3.6	4.1	3.1
SS (mg/l)	25以下	1	12.0	8.0	6.0	4.0
DO (mg/l)	5以上	0.5	6.8	9.6	9.4	6.5
大腸菌群数 (MPN/100ml)	5,000 以下	-	220	3,500	2,800	4,900
全窒素 (mg/l)	-	0.05	1.00	-	-	0.98
全燐 (mg/l)	-	0.003	0.036	-	-	0.075
n-ヘキサン抽出物質 (mg/l)	-	0.5	ND	-	-	ND
総水銀 (mg/l)	(0.0005 以下)	0.0005	ND	-	-	ND
鉛 (mg/l)	(0.01 以下)	0.002	ND	-	-	ND
カドミウム (mg/l)	(0.01 以下)	0.001	ND	-	-	ND
全シアン (mg/l)	(検出され ないこと)	0.1	ND	-	-	ND
六価クロム (mg/l)	(0.05 以下)	0.02	ND	-	-	ND

・環境基準：生活環境の保全に関する基準(昭和46年環境庁告示第59号)別表2 河川B類型

( )は人の健康の保護に関する環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)別表1

・N.D.(検出されず)とは、定量下限値を下回ることを表す。

## 溜池

調査項目	採水地点		堀田堤	堀田堤	石畑池		石畑池		薬勝寺池 (中太閤山)	馬洗池 (宿屋)
	農業用水 基準	定量 下限 値	採水月日	採水月日	採水月日		採水月日		採水月日	採水月日
			6月7日	6月7日	6月7日	8月30日	6月7日	8月30日	8月30日	8月30日
PH	-	-	7.4	7.7	7.1	7.2	7.4	7.2	7.5	7.3
BOD (mg/l)	-	0.5	1.5	1.2	3.1	1.9	2.0	1.8	3.2	2.3
COD <sub>Mn</sub> (mg/l)	6以下	0.5	3.0	2.9	5.8	8.4	5.6	7.6	8.6	7.0
SS (mg/l)	100以下	1	2.0	1.0	8.0	10.0	5.0	9.0	10.0	2.0
DO (mg/l)	5以上	0.5	9.7	9.9	6.9	6.0	8.5	6.5	8.6	7.2
全窒素 (mg/l)	1以下	0.05	0.73	0.64	3.4	2.6	3.3	2.90	1.00	0.63
全磷 (mg/l)	-	0.003	0.018	0.013	0.045	0.041	0.041	0.043	0.060	0.034
n-ヘキサン抽出物質 (mg/l)	-	0.5	-	-	-	-	-	-	ND	-

・農業用水基準：かんがい用水の水質指針(昭和45年3月農林省)

・N.D.(検出されず)とは、定量下限値を下回ることを表す。

～溜池(つづき)～

調査項目	採水地点		屋敷野池(浄土寺)		引面池(青井谷)		綿打池(上野)	
	農業用水基準	定量下限値	採水月日		採水月日		採水月日	
			6月7日	8月30日	6月7日	8月30日	6月7日	8月30日
PH	6.0以上 7.5以下	-	7.5	7.6	7.7	8.4	7.8	8.1
BOD (mg/l)	-	0.5	2.1	2.6	2.4	2.9	1.9	5.4
COD <sub>Mn</sub> (mg/l)	6以下	0.5	4.9	6.8	4.1	8.3	3.3	9.7
SS (mg/l)	100以下	1	1.0	3.0	3.0	4.0	2.0	12.0
DO (mg/l)	5以上	0.5	8.5	11.0	9.8	10.0	10.0	8.9
全窒素 (mg/l)	1以下	0.05	0.80	0.72	0.50	1.00	0.47	1.10
全燐 (mg/l)	-	0.003	0.015	0.025	0.019	0.042	0.016	0.067
総水銀 (mg/l)	(0.0005以下)	0.0005	-	ND	-	ND	-	ND
鉛 (mg/l)	(0.01以下)	0.002	-	ND	-	ND	-	ND
カドミウム (mg/l)	(0.01以下)	0.001	-	ND	-	ND	-	ND
全シアン (mg/l)	(検出されないこと)	0.1	-	ND	-	ND	-	ND
六価クロム (mg/l)	(0.05以下)	0.02	-	ND	-	ND	-	ND
チウラム (mg/l)	(0.006以下)	0.0006	-	ND	-	ND	-	ND
シマジン (mg/l)	(0.003以下)	0.0003	-	ND	-	ND	-	ND
チオベンカルブ (mg/l)	(0.02以下)	0.002	-	ND	-	ND	-	ND

・農業用水基準：かんがい用水の水質指針(昭和45年3月農林省)

( )は人の健康の保護に関する環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)別表1

・N.D.(検出されず)とは、定量下限値を下回ることを表す。

## (6)和田川水域等に係る水質調査結果(平成22年度)

調査項目	採水地点 環境基準値	柳橋		北野牧野用水		中尾佐用水	
		採水月日		採水月日		採水月日	
		7月27日	10月19日	7月27日	10月19日	7月27日	11月19日
PH	6.5以上8.5以下	7.3	7.3	7.3	7.4	7.2	7.0
BOD (mg/l)	2以下	<0.5	<0.5	<0.5	1.0	<0.5	<0.5
SS (mg/l)	25以下	4.0	3.0	6.0	6.0	6.0	7.0
DO (mg/l)	7.5以上	9.3	9.3	9.5	7.7	9.9	8.9
大腸菌群数 (MPN/100ml)	1,000以下	1,700	1,800	-	-	-	-
全窒素 (mg/l)	-	<0.5	<0.5	-	-	-	-
全燐 (mg/l)	-	0.029	0.012	-	-	-	-
n-ヘキサン抽出物質含有量 (mg/l)	-	<0.5	0.5	-	-	-	-
総水銀 (mg/l)	(0.0005以下)	<0.0005	-	-	-	-	-
鉛 (mg/l)	(0.01以下)	<0.005	-	-	-	-	-
カドミウム (mg/l)	(0.01以下)	<0.001	-	-	-	-	-
全シアン (mg/l)	(検出されないこと)	ND	-	-	-	-	-
六価クロム (mg/l)	(0.05以下)	<0.02	-	-	-	-	-
チウラム (mg/l)	(0.006以下)	<0.0006	-	-	-	-	-
シマジン (mg/l)	(0.003以下)	<0.0003	-	-	-	-	-
チオベンカルブ (mg/l)	(0.02以下)	<0.002	-	-	-	-	-
ジクロロメタン (mg/l)	(0.02以下)	<0.002	-	-	-	-	-
四塩化炭素 (mg/l)	(0.002以下)	<0.0002	-	-	-	-	-
1,2-ジクロロエタン (mg/l)	(0.004以下)	<0.0004	-	-	-	-	-
1,1-ジクロロエレン (mg/l)	(0.1以下)	<0.002	-	-	-	-	-
トリス-1,2-ジクロロエレン (mg/l)	(0.04以下)	<0.004	-	-	-	-	-
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	(1以下)	<0.0005	-	-	-	-	-
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	(0.006以下)	<0.0006	-	-	-	-	-
トリクロロエレン (mg/l)	(0.03以下)	<0.002	-	-	-	-	-
テトラクロロエレン (mg/l)	(0.01以下)	<0.0005	-	-	-	-	-
1,3-ジクロロプロペン (mg/l)	(0.002以下)	<0.0002	-	-	-	-	-
ベンゼン (mg/l)	(0.01以下)	<0.001	-	-	-	-	-
ふっ素 (mg/l)	(0.8以下)	<0.2	-	-	-	-	-

・環境基準値：生活環境の保全に関する基準(昭和46年環境庁告示第59号)別表2 河川A類型  
( )は人の健康の保護に関する環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)別表1

調査項目	採水地点 環境基準値	柳又川下流		土合排水路下流		一丁田橋	
		採水月日		採水月日		採水月日	
		7月27日	10月19日	7月27日	10月19日	7月27日	10月19日
PH	6.5以上8.5以下	7.5	8.1	7.4	7.9	7.1	7.7
BOD (mg/l)	2以下	0.7	1.0	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
SS (mg/l)	25以下	7.0	7.0	6.0	1.0	2.0	1.0
DO (mg/l)	7.5以上	9.2	10.1	9.7	9.7	10.0	9.3
大腸菌群数 (MPN/100ml)	1,000以下	-	-	-	-	-	-
全窒素 (mg/l)	-	-	-	-	-	-	-
全燐 (mg/l)	-	-	-	-	-	-	-
n-ヘキサン抽出物質含有量 (mg/l)	-	-	-	-	-	-	-
総水銀 (mg/l)	(0.0005以下)	-	-	-	-	-	-
鉛 (mg/l)	(0.01以下)	-	-	-	-	-	-
カドミウム (mg/l)	(0.01以下)	-	-	-	-	-	-
全シアン (mg/l)	(検出されないこと)	-	-	-	-	-	-
六価クロム (mg/l)	(0.05以下)	-	-	-	-	-	-
チウラム (mg/l)	(0.006以下)	-	-	-	-	-	-
シマジン (mg/l)	(0.003以下)	-	-	-	-	-	-
チオベンカルブ (mg/l)	(0.02以下)	-	-	-	-	-	-
ジクロロメタン (mg/l)	(0.02以下)	-	-	-	-	-	-
四塩化炭素 (mg/l)	(0.002以下)	-	-	-	-	-	-
1,2-ジクロロエタン (mg/l)	(0.004以下)	-	-	-	-	-	-
1,1-ジクロロエタン (mg/l)	(0.1以下)	-	-	-	-	-	-
ス-1,2-ジクロロエタン (mg/l)	(0.04以下)	-	-	-	-	-	-
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	(1以下)	-	-	-	-	-	-
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	(0.006以下)	-	-	-	-	-	-
トリクロロエタン (mg/l)	(0.03以下)	-	-	-	-	-	-
テトラクロロエタン (mg/l)	(0.01以下)	-	-	-	-	-	-
1,3-ジクロロプロパン (mg/l)	(0.002以下)	-	-	-	-	-	-
ベンゼン (mg/l)	(0.01以下)	-	-	-	-	-	-
ふっ素 (mg/l)	(0.8以下)	-	-	-	-	-	-

・環境基準値：生活環境の保全に関する基準(昭和46年環境庁告示第59号)別表2 河川A類型  
( )は人の健康の保護に関する環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)別表1

調査項目	採水地点 環境基準値	八幡橋		親司川	
		採水月日		採水月日	
		7月27日	10月19日	7月27日	10月19日
PH	6.5以上8.5以下	7.1	7.5	7.2	7.5
BOD (mg/l)	2以下	0.6	<0.5	<0.5	<0.5
SS (mg/l)	25以下	6.0	2.0	8.0	2.0
DO (mg/l)	7.5以上	9.6	10.0	9.1	9.8
大腸菌群数 (MPN/100ml)	1,000以下	-	-	-	-
全窒素 (mg/l)	-	-	-	-	-
全燐 (mg/l)	-	-	-	-	-
n-ヘキサン抽出物質含有量 (mg/l)	-	-	-	-	-
総水銀 (mg/l)	(0.0005以下)	-	-	-	-
鉛 (mg/l)	(0.01以下)	-	-	-	-
カドミウム (mg/l)	(0.01以下)	-	-	-	-
全シアン (mg/l)	(検出されないこと)	-	-	-	-
六価クロム (mg/l)	(0.05以下)	-	-	-	-
チウラム (mg/l)	(0.006以下)	-	-	-	-
シマジン	(0.003以下)	-	-	-	-
チオベンカルブ	(0.02以下)	-	-	-	-
ジクロロメタン (mg/l)	(0.02以下)	-	-	-	-
四塩化炭素 (mg/l)	(0.002以下)	-	-	-	-
1,2-ジクロロエタン (mg/l)	(0.004以下)	-	-	-	-
1,1-ジクロロエタン (mg/l)	(0.1以下)	-	-	-	-
トリス-1,2-ジクロロエタン (mg/l)	(0.04以下)	-	-	-	-
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	(1以下)	-	-	-	-
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	(0.006以下)	-	-	-	-
トリクロロエタン (mg/l)	(0.03以下)	-	-	-	-
テトラクロロエタン (mg/l)	(0.01以下)	-	-	-	-
1,3-ジクロロプロパン (mg/l)	(0.002以下)	-	-	-	-
ベンゼン (mg/l)	(0.01以下)	-	-	-	-
ふっ素 (mg/l)	(0.8以下)	-	-	-	-

・環境基準値：生活環境の保全に関する基準(昭和46年環境庁告示第59号)別表2 河川A類型  
( )は人の健康の保護に関する環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)別表1

## (7) 公共用水域に係る水質調査結果(平成22年度)

## 河川

調査項目	採水地点		庄川(新庄川橋)：A類型				下条川(片口橋)：A類型			
	環境基準		採水月日				採水月日			
	A類型	B類型	6月1日	9月27日	12月17日	3月14日	6月1日	9月27日	12月17日	3月14日
PH	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	7.6	7.3	7.1	7.2	7.4	7.4	7.1	7.3
BOD (mg/l)	2以下	3以下	<0.5	0.5	<0.5	0.7	0.9	1.0	0.8	1.1
SS (mg/l)	25以下	25以下	6.0	9.0	4.0	3.0	9.0	7.0	9.0	5.0
DO (mg/l)	7.5以上	5以上	11.0	9.7	11.5	11.6	9.0	7.5	11.3	10.7
DO飽和率 (mg/l)	-	-	111	110	97	100	100	92	96	95

調査項目	採水地点		新堀川(下久々江橋)：B類型			
	環境基準		採水月日			
	A類型	B類型	6月1日	9月27日	12月17日	3月14日
PH	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	7.3	7.6	6.9	7.5
BOD (mg/l)	2以下	3以下	1.3	1.0	1.0	2.0
SS (mg/l)	25以下	25以下	7.0	6.0	8.0	4.0
DO (mg/l)	7.5以上	5以上	8.0	7.4	10.9	10.3
DO飽和率 (mg/l)	-	-	89	89	93	96

・環境基準：生活環境の保全に関する基準(昭和46年環境庁告示第59号)別表2 河川A類型及び河川B類型

## 海域

調査項目	採水地点	富山湾海域：海竜町(東側)				富山湾海域：海王町(西側)				
	環境基準	採水月日				採水月日				
		6月1日	9月27日	12月17日	3月14日	6月1日	9月27日	12月17日	3月14日	
PH	7.8以上 8.3以下	8.3	8.3	8.3	8.3	8.2	8.3	8.3	8.3	
COD (mg/l)	2以下	2.8	2.2	1.0	1.5	3.0	2.0	1.0	1.6	
DO	表層：0.5m (mg/l)	7.5以上	9.6	7.3	7.9	9.7	9.8	7.1	8.4	9.4
	中層：2.0m (mg/l)		9.6	7.1	7.9	9.7	10.0	6.8	7.8	9.7

・環境基準：生活環境の保全に関する基準(昭和46年環境庁告示第59号)別表2 海域A類型

### 3 騒音関係

#### (1) 環境騒音測定結果(平成22年度)

(単位:デシベル)

地区名	測定地点	用途区域(地域)	地域の 類型	昼間 〔H22.4~6月測定〕		夜間 〔H22.4,10月測定〕	
				(6:00~22:00)		(22:00~6:00)	
				測定結果	[基準値]	測定結果	[基準値]
新湊地区	松木	調整区域	-	46	-	49	-
	庄西町	第一種住居	B	39	[55]	43	[45]
	西新湊	第一種中高層住居	A	46	[55]	47	[45]
	野村	調整区域	-	58	-	48	-
	片口高場	準工業	C	45	[65]	45	[60]
	七美中野	準工業	C	47	[60]	45	[50]
	射水町	第一種住居	B	56	[65]	44	[60]
小杉地区	太閤山	第一種低層住居専用	A	43	[60]	47	[55]
	三ヶ	第一種住居	B	45	[55]	48	[45]
大島地区	小島	第一種中高層住居	A	56	[55]	43	[45]

#### (2) 交通騒音測定結果(平成22年度)

(単位:デシベル)

路線名	測定地点	用途区域(地域)	区域の 区分	昼間 〔H22.4,6月測定〕		夜間 〔H22.4,10月測定〕	
				(6:00~22:00)		(22:00~6:00)	
				測定結果	[基準値]	測定結果	[基準値]
県道新湊・庄川線	西新湊	第一種住居	b	65	[75]	56	[70]
国道8号線	津幡江	調整区域	-	79	-	71	-
県道片口・牧野線	新片町	準工業	c	66	[75]	54	[70]
県道串田新・黒河線	南太閤山	第一種低層住居専用	a	69	[70]	69	[65]
国道472号線	下条	調整区域	-	68	-	64	-
県道富山戸出小矢部線	太閤山	第一種低層住居専用	a	68	[70]	62	[65]
東老田・高岡線	八塚	第一種住居	b	66	[75]	63	[70]
県道富山・高岡線	小島	近隣商業	c	70	[75]	63	[70]
市道大島北野鷺塚線	小島	第一種中高層住居	a	69	[70]	57	[65]

### 4 振動関係

#### 交通振動測定結果(平成22年度)

(単位:デシベル)

路線名	測定地点	用途区域(地域)	区域の 区分	昼間 〔H22.4,6月測定〕		夜間 〔H22.4,10月測定〕	
				(8:00~19:00)		(19:00~8:00)	
				測定結果	[基準値]	測定結果	[基準値]
県道新湊・庄川線	西新湊	第一種住居	1種	40	[65]	26	[60]
国道8号線	津幡江	調整区域	-	45	-	42	-
県道片口・牧野線	新片町	準工業	2種	35	[70]	29	[65]
県道串田新・黒河線	南太閤山	第一種低層住居専用	1種	47	[65]	45	[60]
国道472号線	下条	調整区域	-	51	-	41	-
県道富山戸出小矢部線	太閤山	第一種低層住居専用	1種	38	[65]	29	[60]
東老田・高岡線	八塚	第一種住居	1種	46	[65]	33	[60]
県道富山・高岡線	小島	近隣商業	2種	46	[70]	26	[65]
市道大島北野鷺塚線	小島	第一種中高層住居	1種	41	[65]	24	[60]